

## 平成28年度事業計画

### はじめに

司法書士は、その時々の政治、経済、社会構造の変化、それらに起因する法改正等により、その社会的役割及び業務について、質、量、範囲について少なからず影響を受けている。そして報酬についても同様である。しかし、どのような状況下にあっても、決して失念してはならない名分がある。それは、司法書士は国民の権利を保護すること及び公正な社会を実現することを目的とし、法律家としての高度な倫理観を保持し、専門的知識の修得を続ける職能集団でなければならない、というものである。また、司法書士が、市民、企業、自治体及び関係諸団体（以下「市民等」という。）にとって真に必要な法律家であり続けることこそ、これまで先達が営々と構築してきた司法書士制度を、今後も維持し、さらに発展させることにつながるのである。

一方、司法書士個々が属する司法書士会は、対内的指針として、法的な資質と技術の向上及び職能倫理の確立と実践のために、会員研修、司法書士業務の研究等を充実させ、会員の執務支援を行う必要があるとともに、対外的指針として、相談事業や広報活動を通じて、法律家として真摯に執務に取り組む姿勢及びその活動内容を、市民等に対し積極的にアピールし、司法書士の有用性を再確認してもらう必要がある。

そこで、大阪司法書士会（以下「本会」という。）は、上記目的を達成するため、平成28年度（以下「今年度」という。）は次の各事業に取り組むものとする。

### 第1 研修

#### 1 業務全般に関する研修カリキュラムの整備

本会がこれまでに実施した会員研修の中には、現在においても有用なものが相当数存在している。それらの内容及び実施要項について再検証を行い、可能な限り手直ししたうえでカリキュラムの再調整に取り組みたい。これをもって会員（とりわけ入会して間もない会員及び入会登録して5年以内の会員約600名弱）に対し、多様な研修の受講機会を確保するよう努める。

#### 2 会員研修の充実と支援

これまで本会、近畿司法書士会連合会(以下「近司連」という。)及び日本司法書士会連合会(以下「日司連」という。)は、会員の専門職能としてのスキル向上を目指した会員研修を実施し、本会会員はこれを享受してきた。今年度も同様の研修を本会会館等において引き続き実施する。また、支部単体あるいは二つ以上の支部が協力する型(例えば、北支部が開催する研修に、他の支部会員も受講できる型)の研修を実施する場合には、従来どおり研修講師を派遣するなどしてバックアップしていく。

これには、大型会場の手配に掛かるコスト削減、会員の受講意欲の向上のみならず、会員間の交流機会の増加等による本会及び支部への帰属意識の向上といった附帯効果も期待できる。

### 3 外国人の不動産登記及び商業・法人登記に関する研修

近時、外国人による不動産の取得が多くなったといわれている。今後、これに伴う多様な問題が生じる可能性がある。例えば、所有権移転における本人確認、住所証明情報、印鑑証明書(サイン証明書)に関する問題、やがては当該不動産に関する相続登記の問題等である。また商業・法人登記においては、発起人や募集株式引受人が外国人であったり、代表者が在外外国人で本人確認が困難であるケースなど様々な問題が提起されている。

そこで、本会は不動産登記や商業・法人登記にまつわる司法書士が対応しなければならない様々な問題を検証し、その研修を実施する。

## 第2 空き家等問題への取組と支援体制の整備

適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等の面で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている実情から、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用を目的とした特別措置法が施行され、1年余りが経過した。いわゆる「空き家等問題」である。

地方自治体が抱える空き家等問題の類型は多岐にわたり、その対策及び実施を行うための協議会が本格的に組織される一方で、その地方自治体から空き家等問題について個別対策を求められる市民の存在が顕在化しつつある。この空き家等問題の基本を「民対官」と捉えるか「民対民」として捉えるか議論の余地はあるが、いずれにしても司法書士が空き家等問題に対し、率先して取り組

む専門家であることに違いはない。

そこで、本会は、空き家等問題の現状把握に努めるとともに、府下自治体とりわけ大阪市周辺の中核自治体に対し、空き家等問題に係る協議会の構成員に参画するための取り組みを進めていく。

一方、市民に対しては、相続が発生している空き家には相続登記を、相続の単純承認等を望んでいない場合や相続人間で調整を要する場合は家庭裁判所での各種申立手続を、将来空き家になる可能性の高い高齢者世帯等に対しては成年後見制度や遺言等の積極的な活用を、広報や司法書士総合相談センター等を通じて奨励し、きめ細かい相談や法的支援が提供できるよう努めたい。

### 第3 相続登記未了問題への取組

法務省のホームページには「未来につなぐ相続登記」と題するページが掲げられ、その中で、相続登記が放置されていることにより、所有者の把握に相当の時間が掛かり、まちづくりのための公共事業が進まないといった問題点が指摘されている。また、すぐに相続登記をした場合のメリット、相続登記をしないで放っておくデメリットにも触れ、法務局や日司連の各ホームページにもリンクしている。

また、国土交通省のホームページには「所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策・最終とりまとめ概要」と題するページが掲げられ、相続登記等が行われないままの土地が存在して、それが公共事業などで土地利用のニーズが生じると問題が顕在化し、現場での対応が喫緊の課題となっていると指摘している。その中では、法務局と司法書士会が連携して、市区町村に対する相続登記推進のための取り組みについて働きかけを行うことにも触れている。

そこで本会は、上記相続登記未了問題について、官民が連携して取り組む必要がある問題との認識の下、府下自治体に対しては積極的な広報活動を展開し、市民に対しては、相続登記手続きに関する公開講座又はシンポジウム等を開催し、司法書士の有用性を広報するとともに法務局と連携して相続登記の推進を図りたい。

### 第4 簡裁民事調停事件等の受任事件数の増加への取組及び会員に対する支援策

司法書士が代理人として、簡易裁判所においてその事物管轄内の事件に対処すべき要請があることは論を俟たず、司法書士はその職責において市民等の負託に応えていく必要があり、本会がこれに対応する事業を展開することは喫緊の課題である。

そこで本会は、簡裁訴訟代理等関係業務のうち、とりわけ民事調停事件について、平成27年度に完成をみた事件類型別の実務対応型執務資料を用いて、会員研修を通じた事件対応を担う人材の確保及び個々の会員の法的な資質と技術の向上を図るとともに、民事調停事件の受任を促進し、もって簡易裁判所における司法書士の事件関与率の増加を目指す。

これにより、新人会員その他簡裁訴訟代理等関係業務に関与することを躊躇している会員も、訴訟実務精通者から一定のノウハウを吸収できるという附帯効果も期待できる。

## 第5 相談体制等の整備

- 1 本会が行う相談事業は、不動産登記、商業・法人登記、中小企業の法務対策、裁判業務、財産管理・成年後見業務など多岐にわたり、その活動は、司法書士制度の広報・PRの一翼を担っている。

しかしながら、日司連NSR3に掲載されている平成27年度司法書士の業務やイメージに関する生活者調査結果報告書には、「『司法書士』の名称の認知度は98%で、業務内容の認識者は5%でした。これは2008年度の結果と変化はありません。これは、生活者が司法書士に相談すれば解決できる問題も、司法書士が想起されないために、生活者にとっては“悩みの解決機会の損失”でもあり、司法書士にとっては“ビジネス機会の損失”という、大きな『社会的損失』が改善されていないという結果でした。」と報告されており、司法書士はこの調査結果を真摯に受け止めなければならない。

そこで、今年度、本会は上記社会的損失を少しでも改善させるため、広報活動を充実させ司法書士総合相談センター等での相談件数の増加を図り、引いては会員の受託事件の増加を目指し、もって市民等の負託に応えられるよう努める。

そして、今年度、司法書士総合相談センター堺が大阪法務局堺支局及び堺市

役所の北側正面のビルに移転することに伴い、同センター界の会員の積極的利用、相談体制の整備、強化及び広報活動を行う。また、引き続きアウトリーチ型相談を含めた相談体制のあり方も検討したい。

- 2 大阪法務局管内の各支局・出張所で実施されている窓口相談について、本会は大阪法務局からの相談員推薦依頼に対応しているところ、今後の方向性について検証したい。

## 第6 非司法書士調査の一層の強化

本年1月、複数の新聞報道等において、大阪市に事務所を設ける者が司法書士の資格がないにもかかわらず、実体のない会社の登記申請書を作成し、その登記をしたとして司法書士法違反容疑で逮捕されたとの報道に接した。また、インターネット上においても、無資格者が登記業務を行っていると同わせる広告が散見されている。これら専門的知識を欠く者が行う登記業務は、市民等の権利保全に資さないばかりか、登記行政にも多大な影響を与えることは明らかであり、さらには登記制度の根幹を揺るがす違法行為とも評価でき、本会としては、もはやこれを看過できない。

現在、非司法書士排除活動に対応するため、近司連及び日司連には対応部署が設置されているところ、本会としても、法務局及び上記対応部署と連携しながら情報交換や意見交換を行い、非司法書士排除活動を積極的に推進したい。そして、非司法書士行為を反復継続していると認められる個人又は団体に対しては、警告文や要望書等を発するのみならず、悪質なケースにおいては告発まで視野を広げ、厳正に対応する。

## 第7 司法書士法改正への取組

現在、日司連では司法書士法一部改正(以下「法改正」という。)に取り組んでいる。平成29年度での改正を目指す優先項目としては、①使命規定の新設、②懲戒制度の改正、③法律相談業務の明確化、④周旋禁止規定(非司法書士の取締り)の新設が挙げられ、継続項目としては、⑤家事関与権・簡裁代理権の拡充、⑥研修の義務化などが検討されている。上記法改正への取り組み、とりわけ上記③④については、司法書士界のみならず、市民等の利益に資するものと評価

できる。司法書士法は平成14年の改正以来14年間、主な改正がなされていないこともあり、積極的に上記法改正を進めていく必要がある。

上記法改正の優先項目の一に、第6で述べた非司法書士の取締りがあげられているが、本会においては平成18年開催の定時総会において、既に法改正を求めるものとして承認を得ているところでもある（同年に開催した近司連及び日司連の各総会においても承認されている。）。よって、引き続き大阪司法書士政治連盟との密接な連携を図り、日司連の法改正に関する取り組みについて協力していく。

## 第8 登記業務における司法書士報酬の検討

平成15年に報酬基準が廃止されて以降今日まで、不当誘致、廉価受任、バック・マージン等、様々なひずみが生じ始めたことを会員は知悉している。登記業務という公益的手続を担う司法書士に支払われる報酬が、果たして自由競争に馴染むものか否か、あらためて検討する時機にあると思料する。

そこで、本会は、近司連と連携しながら情報交換や意見交換を進めていきたい。

## 第9 会員向け通信手段その他各種媒体の見直し検討

会務通信のデジタル配信（隔月郵送）が始まって3年が経過した。本会がペーパーレス化の検討を事業計画に掲げて久しいが、完全デジタル化への移行には難しい課題がある。

そこで、今年度、会員専用ホームページ内に会員ごとのマイページを設け、各会員が自己の研修単位取得状況を把握できるようにする。将来的には各種報告書の提出がホームページ上で可能か否かの検討を進める。そのうえで、会務通信の完全デジタル化を視野に、紙媒体での送付を選択的に可能とすることも検討したい。

## 第10 シンポジウム等の開催

今年度、以下のテーマに関するシンポジウム等を開催する。

- 1 相続登記手続きに関する公開講座またはシンポジウム等

第3記載のとおり。

## 2 生活困窮者自立支援シンポジウム

平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されて以来、司法書士も官民協働の一翼を担う者として支援活動の方向性を検討してきた。施行から1年を経た今、制度について改めて学び、支援の現状と今後の課題について市民や地域と共に考える機会をもつため生活困窮者自立支援シンポジウムを開催する。

## 3 スマートフォン・携帯電話（以下「スマホ等」という。）の利用に伴う消費者被害対策のためのシンポジウム

市民生活にとっては、いまやスマホ等は切り離すことができない社会的ツールである反面、若年層を中心にスマホ等に関する消費者被害も拡大して社会問題化しつつある。これら被害の防止策あるいは対応策などについて考えるシンポジウムを開催し、適正利用の啓発に努める。

## 4 成年後見制度シンポジウム

平成28年3月1日、列車事故を起こした認知症高齢者の介護家族に対する監督責任の有無が争われた裁判で、最高裁判所は一切の事情を考慮して介護家族の監督責任を否定する判断を下した。しかしながら、当該判断は、一律に介護家族の監督責任を否定したものではなく、事情・背景によっては監督責任を問われる可能性も考えられることから、認知症高齢者を抱える介護家族や成年後見人等から大きな関心が寄せられている。

そこで、本会は、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部及び毎日新聞社の共催により、市民等に対し、これら社会問題の提起と併せ制度広報の機会とするためのシンポジウムを開催する。

## 第11 その他事業細目

以下、業務部ごとに会則に定める事業等を掲げる。

### 【総務部】

#### 1 会員の品位保持のための指導及び連絡に関する事業

##### (1) 司法書士法違反に関する調査及び対応

- (2) 網紀調査事案の対応
  - (3) 注意勧告事案の対応
  - (4) 量定意見小理事会の運営
  - (5) 司法書士倫理の維持向上
  - (6) 登録調査の実施
  - (7) 会員の年間業務報告調査の実施
  - (8) 各種ハラスメントの対応
- 2 会員の執務の指導及び連絡に関する事業
    - (1) 会員の事情確認及び執務調査に基づく指導
    - (2) 会員に対する電子メール配信サービスの運営
  - 3 事務局の監理に関する事業
  - 4 日司連が行う司法書士の登録事務に関する事業
  - 5 司法書士法人の届出の事務に関する事業
  - 6 会員の業務に関する紛議の調停に関する事業
    - (1) 紛議調停の運営
    - (2) 市民窓口の運営
  - 7 公共嘱託登記の受託推進に関する事業
  - 8 業務の改善及び業務のための調査に関する事業
    - (1) 法務局との連絡・情報交換・交流
    - (2) 裁判所との事務連絡会・情報交換・協議会
  - 9 その他本会の目的を達成するために必要な事業
    - (1) 総会の開催
    - (2) 慶弔、表彰
    - (3) 会館の維持及び管理
    - (4) 役員等選挙の実施・網紀調査委員の選任
    - (5) 関連団体及び官公署等との交流
    - (6) 委員等の推薦依頼に基づく会員の推薦
    - (7) 筆界特定制度への対応
    - (8) 木曜会の開催
    - (9) 他の司法書士会はじめ友好諸団体等との交流



## 【財務部】

- 1 入会金及び会費の徴収に関する事項
- 2 予算及び決算に関する事項
- 3 金銭の出納及び資産の管理に関する事項
- 4 会費滞納者への対応
- 5 会館維持協力金の徴収及び管理

## 【企画情報部】

- 1 業務関係法規の調査及び研究に関する事業
  - (1) 業務関係法規の調査及び研究
  - (2) 本会事業推進のためのワーキングチーム又はプロジェクトチームの組成
  - (3) 法規に関するパブリックコメント等の対応
  - (4) 外部研究会等への参加・学識経験者等の招請
- 2 業務の改善及び業務のための調査に関する事業
  - (1) 法務局との連絡・情報交換・協議会及び交流
    - ア 登記実務研究会
    - イ 人権擁護に関する取組
  - (2) 裁判所との事務連絡会・情報交換・協議会
  - (3) 登記・供託業務等に関する取組
  - (4) 民事調停事件の活用及び受任促進等に関する取組
  - (5) 少額裁判報酬助成制度の取組
  - (6) 中小企業の法務支援等の検討及び取組
  - (7) 司法書士法施行規則 31 条業務ほか周辺業務に関する取組
  - (8) その他業務の改善に関する事業及び業務のための調査に関する事項
  - (9) 本会関連法規の調査、研究及び改正に関する取組
- 3 統計に関する事業
- 4 国民に対して司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事業
  - (1) 法改正に関する取組

## 【研修所】

### 1 研修に関する事業

#### (1) 研修事業の企画及び運営

- ア 会員研修
- イ 倫理研修
- ウ 新人研修
- エ 簡裁訴訟関係業務等代理の能力認定対策

#### (2) 研修教材の作成及び選定

#### (3) 研修情報の収集及び分析

#### (4) 研修制度の研究及び開発

#### (5) 研修講師の養成及び派遣

- ア 講師養成研修
- イ 伝達講師等のための外部研修派遣
- ウ 支部研修への講師派遣

#### (6) 会員の職務遂行能力及び職務倫理の維持向上のための調査及び研究

- ア 各種研究会における研究活動
- イ 大学との学術交流
- ウ 調査結果の公表及び研究成果の発表
- エ 支部研修開催の支援

#### (7) その他研修に関する事業

### 2 講演会及び講習会等の開催に関する事業

#### (1) 他団体等への講師派遣等

## 【相談部】

### 1 相談に関する事業

#### (1) 各種相談活動の企画・実施・運営

- ア 司法書士総合相談センター
- イ 司法書士総合相談ホットライン
- ウ 相続登記手続相談センター

エ 成年後見常設相談

オ 女性とこどものための専門相談

カ その他の相談活動の企画・実施・運営

(2) 支部相談事業の委嘱及び管理

(3) 自治体・官公署外部団体等の相談事業への協力

ア 自治体・官公署等との契約等に基づく相談員派遣

イ 日司連司法書士電話相談センターへの協力

ウ 法テラスセンター相談との連携

エ ホームレス巡回相談との連携

オ その他法務局、自治体・官公署、外部団体等が行う相談事業への協力

2 国民に対して司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事業

(1) 民事法律扶助の利用促進

#### 【会員事業部】

1 会員の法規に係る事務取扱の指導に関する事業

(1) 会務通信、ホームページ等各種媒体を用いた会員への情報提供

(2) 本会関連法規集の発行

2 会報の編集及び発行に関する事項

3 会員名簿の発行

4 司法書士業務賠償責任保険及び司法書士会業務賠償責任保険に関する事業

5 会館図書室の管理

6 業務関係図書及び用品の購入のあっせん及び頒布に関する事項

7 福利厚生に関する事業

8 国民に対して司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事業

(1) 会員による公益的活動の推進

#### 【広報渉外部】

1 広報活動に関する事業

(1) 宣伝媒体を利用した司法書士制度及び司法書士法律相談に関する広報

(2) 「司法書士の日」一日司法書士の実施

- (3) インターンシップ学生等の受入れ
- (4) 新年賀詞交歓会の開催
- (5) 記者懇談会の実施
- (6) その他広報活動に関する事項
- 2 対外的な講演会・シンポジウム等の開催
- 3 本会及び会員に関する情報の公開に関する事業
  - (1) 情報公開関連諸規定に基づく情報公開
- 4 その他本会の目的を達成するために必要な事業
  - (1) 東京司法書士会との協議会の開催
  - (2) 大阪土地家屋調査士会との協議会の開催
  - (3) 韓国ソウル中央地方法務士会との交流
  - (4) クライシスコミュニケーションへの対応
  - (5) 自由業団体連絡協議会への参画

#### 【社会事業部】

- 1 裁判外紛争解決手続の実施に関する事業
  - (1) 裁判外紛争解決手続の啓発活動
  - (2) 民間総合調停センターとの連携及び活動への参画
- 2 講演会及び講習会等の開催に関する事業
  - (1) 法教育活動の普及及び実践
    - ア 高校生等法律講座
    - イ 親子法律教室
    - ウ その他法教育推進のための事業
- 3 国民に対して司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事業
  - (1) 空き家等問題に関する取組
  - (2) 相続登記未了問題に関する取組
  - (3) 生活困窮者問題に関する取組
  - (4) 消費者問題に関する取組
  - (5) 自死問題に関する取組
  - (6) 災害復興支援に関する活動

- (7) 少子高齢化社会問題に対する取組
- (8) 後見制度推進に関する取組
- (9) 各種依存症対策の推進に関する取組
- (10) その他社会問題、人権問題等に対する取組に関する事業

以上